

二十六 第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金設定の条件)</p> <p>55 - 1 .....措置法第55条第1項の表の第1号から第4号..... .....特定投資法人又は特定海外経済協力投資法人.....</p>	<p>(海外投資等損失準備金設定の条件)</p> <p>55 - 1 .....措置法第55条第1項の表の第1号から第6号..... .....特定投資法人、特定産業振興投資法人又は特定海外経済協力投資法人.....</p>
<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる特定株式等の取得の意義)</p> <p>55 - 2 ..... .....同条第2項第10号から第13号.....同項第11号又は第13号.....</p>	<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる特定株式等の取得の意義)</p> <p>55 - 2 ..... .....同条第2項第12号から第15号.....同項第13号又は第15号.....</p>
<p>(アメリカ合衆国及びその属地の意義)</p> <p>55 - 4の3 措置法令第32条の2第1項.....</p>	<p>(アメリカ合衆国及びその属地の意義)</p> <p>55 - 4の3 措置法令第32条の2第2項.....</p>
<p>(専らその事業を新開発地域内において営むことを目的とする法人)</p> <p>55 - 5 措置法令第32条の2第3項第1号.....</p>	<p>(専らその事業を新開発地域内において営むことを目的とする法人)</p> <p>55 - 5 措置法令第32条の2第4項第1号.....</p>
<p>(主として租税上の理由により本店又は主たる事務所を設けた法人の意義)</p> <p>55 - 6 措置法令第32条の2第3項第3号.....</p>	<p>(主として租税上の理由により本店又は主たる事務所を設けた法人の意義)</p> <p>55 - 6 措置法令第32条の2第4項第3号.....</p>
<p>(付随事業の例示)</p> <p>55 - 7 措置法第55条第2項第5号.....</p>	<p>(付随事業の例示)</p> <p>55 - 7 措置法第55条第2項第7号.....</p>
<p>(償還期間の判定)</p> <p>55 - 8 措置法令第32条の2第12項及び第16項第2号.....</p>	<p>(償還期間の判定)</p> <p>55 - 8 措置法令第32条の2第15項及び第19項第2号.....</p>
<p>(議決権のない株式がある場合の特定法人株式等保有割合の計算)</p> <p>55 - 8の2 措置法第55条第2項第14号.....</p>	<p>(議決権のない株式がある場合の特定法人株式等保有割合の計算)</p> <p>55 - 8の2 措置法第55条第2項第16号.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 特定法人が 2 以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算 )</p> <p>55 - 10 .....  .....措置法第55条第 3 項又は第 4 項第 1 号から第 5 号まで.....  .....</p> <p>( 株式と貸付金等とがある場合の取崩し )</p> <p>55 - 11 .....  .....措置法第55条第 3 項又は第 4 項第 1 号から第 5 号まで.....  .....</p> <p>( 債権の返済等を受けた場合の取崩し )</p> <p>55 - 12 法人が、特定債権又は資源特定債権に該当する債権につき海外投資等損失準備金を積み立てている場合における措置法第55条第 4 項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第 1 号の規定により、債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合には同項第 5 号の規定により、それぞれ当該債権に係る海外投資等損失準備金の取崩しを行うものとする。</p> <p>( 特定法人が合併した場合 )</p> <p>55 - 17 .....  .....<u>同条第 1 項の表の第 1 号から第 4 号まで</u>.....</p> <p>( 換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し )</p> <p>55 - 18 .....  .....<u>同条第 2 項第10号八又は第12号八</u>.....</p>	<p>( 特定法人が 2 以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算 )</p> <p>55 - 10 .....  .....措置法第55条第 3 項又は第 4 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号.....</p> <p>( 株式と貸付金等とがある場合の取崩し )</p> <p>55 - 11 .....  .....措置法第55条第 3 項又は第 4 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号.....</p> <p>( 債権の返済等を受けた場合の取崩し )</p> <p>55 - 12 法人が、特定債権又は資源特定債権に該当する債権につき海外投資等損失準備金を積み立てている場合における措置法第55条第 4 項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受け又は放棄をした場合には同項第 1 号の規定により、債権につき回収ができないため貸倒れとして経理した場合( <u>債権償却特別勘定に繰り入れた場合を含む。</u> )には同項第 5 号の規定により、それぞれ当該債権に係る海外投資等損失準備金の取崩しを行うものとする。</p> <p>( 特定法人が合併した場合 )</p> <p>55 - 17 .....  .....<u>同条第 1 項の表の第 1 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>( 換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し )</p> <p>55 - 18 .....  .....<u>同条第 2 項第12号八又は第14号八</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p>( 債権償却特別勘定への繰入額の特定海外債権の金額からの控除 )</p> <p>55 - 20 法人が措置法第55条の2第1項の適用を受ける特定海外債権につき債権償却特別勘定を設定した場合には、同項に規定する特定海外債権の金額の合計額は、当該事業年度終了の時における同項第1号及び第2号に掲げる金額から当該債権償却特別勘定の繰入額に相当する金額を控除した金額によることに留意する。</p>

二十七 第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>( 延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額 )</p> <p>58 - 10 法人が、法第62条第1項に規定する長期割賦販売等により技術等海外取引を行った場合において、同項に規定する延払基準の方法を適用しているときは、その延払基準の方法により計算した収益の額を計上した日を含む事業年度の技術等海外取引による収入金額とするものとする。</p> <p>( 特許権等の証明 )</p> <p>58 - 15 措置法規則第21条の15第3項.....</p> <p>( 所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用 )</p> <p>58 - 15の2 .....</p> <p>.....58 - 15の2 .....</p>	<p>( 割賦基準等を適用した場合の技術等海外取引による収入金額 )</p> <p>58 - 10 法人が、割賦販売又は延払条件付譲渡等により技術等海外取引を行った場合において、その収益の計上について税務計算上認められた割賦基準又は延払基準を適用しているときは、計上した割賦損益又は延払利益に対応する収入金額をその割賦損益又は延払利益を計上した日を含む事業年度の技術等海外取引による収入金額とするものとする。</p> <p>( 特許権等の証明 )</p> <p>58 - 15 措置法規則第21条の14第3項.....</p> <p>( 所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用 )</p> <p>58 - 15の2 .....</p> <p>.....58 - 13の2 .....</p>

二十八 第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p>58の2 - 3 ..... ..... .....措置法規則第21条の16第1項第2号.....</p> <p>(原材料として購入した鉱物)</p> <p>58の2 - 4 措置法規則第21条の16第1項..... ..... 措置法規則第21条の16第4項.....</p> <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>58の2 - 5 措置法規則第21条の16第1項かっこ書.....</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58の2 - 6 採掘所得金額を計算する場合の益金の額は、措置法令第34条の2第1項又は第6項に定める収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、貸倒引当金、海外投資等損失準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度において採掘所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) ..... (2) ..... (3) .....</p>	<p>(鉱物を原材料として製造された中間製品の販売による収入金額等)</p> <p>58の2 - 3 ..... ..... .....措置法規則第21条の13第1項第2号.....</p> <p>(原材料として購入した鉱物)</p> <p>58の2 - 4 措置法規則第21条の13第1項..... ..... 措置法規則第21条の13第4項.....</p> <p>(鉱物の販売対価として通常受けるべき金額)</p> <p>58の2 - 5 措置法規則第21条の13第1項かっこ書.....</p> <p>(採掘所得金額に係る益金の額)</p> <p>58の2 - 6 採掘所得金額を計算する場合の益金の額は、措置法令第34条の2第1項又は第6項に定める収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。ただし、賞与引当金、貸倒引当金、輸入製品国内市場開拓準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰入れた事業年度において採掘所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) ..... (2) ..... (3) .....</p>

二十九 第59条《特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>59 - 1 措置法令第35条第1項に規定する軽減対象所得金額(以下「<u>軽減対象所得金額</u>」という。)を計算する場合の益金の額は、同項に規定する特定事業(以下59 - 4までにおいて「<u>特定事業</u>」という。)に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。<u>ただし、貸倒引当金、特別修繕準備金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度において軽減対象所得金額の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</u></p> <p>(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</u></p> <p>(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</u></p> <p>(3) <u>受取配当金、受取利子、固定資産の賃貸料等営業外収益の額</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>59 - 2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、特定事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額のうち特定事業に係る金額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>特定事業と特定事業以外の業とに共用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額で特定事業に係るもの</u></p> <p>(4) <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額(保険金、補償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下(5)において同じ。)</u></p> <p>(5) <u>特定事業と特定事業以外の業とに共用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額で特定事業に係るもの</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(災害損失の区分の特例)</u>  59 - 3 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業と特定事業以外の事業の収入金額、所得金額その他合理的と認められる割合により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p><u>(支払利子の区分の特例)</u>  59 - 4 支払利子の額で特定事業に係るものの金額は、措置法令第35条第3項の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</p> <p>(1) 受取配当金の益金不算入額の計算上株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</p> <p>(2) 子会社等のために借り入れて子会社等へひも付融資をしている負債の支払利子の額で子会社等からの受取利子の額に相当する金額</p> <p><u>(共通費用の額の配分基準の継続)</u>  59 - 5 措置法令第35条第3項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の事業年度においても継続して適用しなければならないものとする。</p> <p><u>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</u>  59 - 6 措置法第59条第2項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三十 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(いわゆる変態現物出資による取得)</p> <p>61の3-2 .....基本通達10-7-1 .....法第51条第1項.....</p>	<p>(いわゆる変態現物出資による取得)</p> <p>61の3-2 .....基本通達10-7-1又は66-6 .....法第51条第1項又は措置法第66条第1項.....</p>

三十一 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>62の3(2)-10 法人が土地等の譲渡につき法第62条第1項に規定する延払基準の方法(以下「<u>延払基準の方法</u>」という。)を適用している場合において、.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>62の3(2)-11 法人が、土地等の譲渡につき当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしている場合には、.....</p> <p>.....</p> <p>(算式)</p> <p>譲渡の日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第62条の3第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額</p> <p style="text-align: right;">× 令第124条に規定する賦払金割合</p>	<p>(割賦販売等の場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>62の3(2)-10 法人が土地等の譲渡につき法第62条第1項に規定する割賦基準又は法第63条第1項に規定する延払基準の方法(以下「<u>割賦基準等</u>」という。)の適用を受けている場合において、.....</p> <p>(割賦基準等を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>62の3(2)-11 法人が、土地等の譲渡につき当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度において割賦基準等による経理をしている場合には、.....</p> <p>.....</p> <p>(算式)</p> <p>譲渡の日を含む事業年度において割賦基準等による経理をしていないものとした場合における措置法第62条の3第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額</p> <p style="text-align: right;">× <math>\frac{\text{令第119条第2号又は第124条第2号に掲げる金額}}{\text{令第119条第1号又は第124条第1号に掲げる金額}}</math></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(許可等を要しない場合の不適用)</p> <p>62の3(5)-20 国土利用計画法第14条第2項又は第23条第2項若しくは第27条の4第2項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定により同法第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項若しくは第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県知事への届出を要することなく行うことができる土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第8号に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p> <p>(国土利用計画法による届出をして行われる土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)-22 .....<u>国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)</u>.....<u>同法第27条の5第2項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)</u>.....</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)-24 .....<u>措置法規則第21条の19第8項第2号イ</u>.....</p> <p>(いわゆる変態現物出資の対象とされた土地等の取得日の引継ぎ)</p> <p>62の3(6)-8 措置法令第38条の4第29項第3号に定める法第51条第1項の規定の適用の対象とされた同項に規定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等には、基本通達10-7-1に定める要件に該当し、かつ、法第51条第1項の規定の適用を受けた土地等(土地の譲渡等が行われた時においてこれらの当該特定出資をした法人(当該法人と令第4条第2項第1号に掲げる特殊の関係のある法人を含む。))が有するこれらの当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の全額である場合における当該土地等に限る。)が含まれるものとする。</p>	<p>(許可等を要しない場合の不適用)</p> <p>62の3(5)-20 国土利用計画法第14条第2項又は第23条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項に規定する都道府県知事への届出を要することなく締結することができる<u>売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第8号に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(国土利用計画法による届出をして行われる土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)-22 .....<u>国土利用計画法第23条第1項</u>.....<u>同法第24条又は第27条の4</u>.....</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)-24 .....<u>措置法規則第21条の19第7項第2号イ</u>.....</p> <p>(いわゆる変態現物出資の対象とされた土地等の取得日の引継ぎ)</p> <p>62の3(6)-8 措置法令第38条の4第29項第3号に定める法第51条第1項の規定の適用の対象とされた同項に規定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等又は措置法第66条第1項の規定の適用の対象とされた<u>特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等には、基本通達10-7-1又は66-6に定める要件に該当し、かつ、法第51条第1項又は措置法第66条第1項の規定の適用を受けた土地等(土地の譲渡等が行われた時においてこれらの当該特定出資をした法人(当該法人と令第4条第2項第1号に掲げる特殊の関係のある法人を含む。))が有するこれらの当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の全額である場合における当該土地等に限る。)</u>が含まれるものとする。</p>